令和4年第4回東串良町農業委員会 会 議 録

日時:令和4年4月25日(月)午前10時00分~

場所:東串良町役場委員会室(3階)

令和4年第4回東串良町農業委員会会議録 招集年月日 令和4年4月25日 東串良町役場委員会室(3階) 招集場所 令和4年4月25日 開会 議長 竪山 秋敏 開催の日時 午前10時00分 及び宣言 令和4年4月25日 閉会 議長 | 竪山 秋敏 午前10時55分 農業委員 出欠 名 出欠 番号 氏 名 番号 氏 簡丸 千尋 谷口 憲三 \circ 1 \bigcirc 出席数7名 欠席数0名 福岡 みどり 木佐貫 一孝 0 2 \circ 6 吉ヶ﨑 弘一 \circ 3 \circ 7 大村 教男 出席〇 欠席× \circ 4 竪山 秋敏 8 最適化推進 \circ 稲村 照隆 0 町永 次男 委員 \circ 上池 勝彦 松留 \circ 和江 出席数8名 0 内村 松留 初子 \circ 立美 \bigcirc 0 杉木 秀幸 村吉 博美 会議録署名委員 2番 |福岡 みどり 3番|吉ヶ﨑 弘一 秀一 局長, 前田 出水 翔太 出席した事務局職員 書記 次長 若松 駿河﨑 哲郎 雄一 議案第17号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について 日程第1 会 議 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第2 に 付丨 議案第19号 農業振興整備計画変更に伴う意見について 日程第3 し た 日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について 事 議案第21号 農地あっせん委員の選任について 項 日程第5 日程第6 議案第22号 令和4年度活動計画について

開会 午前 10 時 00 分

議長 (竪山)

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第4回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2番福岡委員と、3番吉ヶ﨑委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が2件4筆ありました。 つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目 通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、 必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長 (竪山)

それでは日程第1議案第17号農業経営基盤強化促進法による農用地利 用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が5件、賃借権が14件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願い致したいところでありますが

資料 2 ページ、所有権の 18 番および、資料 3 ページ、賃借権 53 番については、農地の譲受人、借人が○○さんとなっており、○○さんは、吉ヶ﨑委員の同居親族となっておりますので先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第25条によって吉ヶ崎委員は 質疑の間、退席をお願いします。

(吉ヶ﨑委員退席)

議長 (竪山)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (駿河﨑)

それでは、説明いたします。2ページをお開きください。

所有権の18番、譲受人は川東の○○さん、譲渡人は鹿屋市の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に3ページをご覧ください。

賃借権の53番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規1年の利用権設定でございます。 この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。それでは質疑が終了したので、吉ヶ崎委員の入室を認めます。

(吉ヶ﨑委員入室)

議長 (竪山)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (駿河﨑)

それでは、説明いたします。2ページをお開きください。

所有権の17番、譲受人は岩弘の○○さん、譲渡人は鹿屋市の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に18番については、先ほど質疑がなされたので説明を省略します。

次に 19番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 20 番、譲受人は岩弘の○○さん、譲渡人は鹿屋市の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 21 番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、 申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でござ います。

次に、3ページをお開きください。

貸借権の 50 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 51 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 52 番、借人は岩弘の○○さん、貸人は鹿屋市の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に53番については先ほど質疑がなされたので説明を省略します。

次に4ページをお開きください。

賃借権の 54 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 55 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん申請地は議 案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 56 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は姶良市の〇〇さん申請地は 議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

このうち下段の農地につきましては、登記名義人が〇〇さん、〇〇さん

の共有であり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 57 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん申請地は議 案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 58 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 59 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に60番、借人は川東の○○さん、貸人は新川西の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に 61 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請 地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 62 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請 地は議案書に記載されているとおり、更新 3 年の利用権設定でございます。

次に 63 番、借人は岩弘の○○さん、貸人は池之原の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

続きまして5ページから7ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が8件41筆、面積27,660㎡、使用貸借権が4件13筆、面積17,421㎡となっております。総面積は45,081㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長(竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

5ページの農地利用集積計画の6番の○○さんは認定農業者だと思ったのだけど、非担い手とはどういう意味ですか。

事務局 (駿河崎)

○○さんについては、農地課又は農林水産課に確認しまして、違った場

合には修正したいと思います。

議長 (竪山)

よろしいですか。

議長 (竪山)

他にありませんか。

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第17号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第2議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転6件、使用貸借権1件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいところでありますが、9ページの所有権の8番、9番、12番、13番については現地調査を行っていますので先に質疑を行わせていただきます。

それでは所有権の8番並びに9番についての現地調査報告を上池委員に お願いします。

(上池委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 4 月 20 日水曜日に、3 条申請に係る現地調査を私と木佐貫委員と事務局計 5 人で行いました。関係者としては、○○さんが出席されました。

譲受人は、トラクター、田植機、コンバインをそれぞれ1台所有しており農業を行う能力は特に問題はないものと思われます。

また作付予定作物は、水稲であるとのことです。

農作業経験の状況についても、譲受人は50年のキャリアをもっておられ、経営面積も、許可前の時点で58aの農地を所有しております。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように十

分に気をつけるとのことでありましたので、農地の贈与及び売買の許可を 出しても問題ないと思われます

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて所有権の 12 番についての現地調査報告を内村委員にお願いします。

(内村委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 4 月 20 日水曜日に、3 条申請に係る現地調査を私と鶴丸委員と 事務局計 5 人で行いました。関係者としては、○○さんが出席されました。

譲受人はトラクター3台、田植機1台を所有しており、農業を行う能力は特に問題はないものであると思われます。

また、作付予定作物は、飼料であるとのことです。

農作業経験についても、譲受人は40年のキャリアをもっておられ、経営面積も、許可前の時点で154aの農地を所有しております。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように十分に気をつけるとのことでありましたので、農地の売買の許可を出しても問題ないと思われます

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて所有権の 13 番についての現地調査報告を鶴丸委員にお願いします。

(鶴丸委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 4 月 20 日水曜日に、3 条申請に係る現地調査を私と内村委員と 事務局計 5 人で行いました。関係者としては、○○の○○さんが出席され ました。

譲受人である○○さんは、所有適格法人に該当しているため、農業を行 う能力などは特に問題はないものと思われます。

また、作付予定作物は、榊であるとのことです。

経営面積については、許可前の時点で47aの農地を所有しております。 さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように十 分に気をつけるとのことでありましたので、農地の売買の許可を出しても 問題ないと思われます

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

(議長) 竪山

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

主な経営作物が榊となっていますが、ほとんど榊を作っているのですか。 今度、購入されるところも榊ですか。

鶴丸委員

他に3か所くらいあるそうです。

議長 (竪山)

他にありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、事務局の説明をお願いたします。

事務局 (駿河﨑)

それでは、説明いたします。9ページをお開きください。

所有権の8番、9番については先ほど質疑がなされたので説明を省略します。

次に 10 番、譲受人は川西の○○さん、譲渡人は川西の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 11 番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 12 番、13 番については先ほど質疑がなされたので説明を省略します。

10ページをお開きください。

使用賃借権の1番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、使用賃借による使用賃借権5年の期間設定でございます

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては 農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地 法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。 以上でございます。

議長 (竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(竪山)

異議なしと認めます。

よって日程第2議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に日程第3議案第19号農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は農用地区域からの除外1件についての意見を求められております。

資料の 12 ページの○○さんからの農用地区域からの除外申請につきましては現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員よろしくお願いいたします。

(木佐貫委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

申請地は農用地区域内農地であり、農地課へ農用地利用計画変更申出書を提出してあります。

申請地を農用地区域から除外した後の計画や、その理由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

また、除外が決定されたとして、申請地は農地の広がり状況等から第1種農地になると思われますが、申請地は住宅に接しており、また、法人の代表者も申請地近辺に居住していることが確認できています。

転用の目的についても申請者の会社のための資材置場とのことで申請者の業務上必要な施設であることも明らかであるため,本件の申請において転用申請は可能であると思われます。

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう十分気を付けるとしており、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議長 (竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉ヶ﨑委員

この申請地は他の地域からすると、どのくらい高くなるのですか。

事務局 (駿河﨑)

土地の高さという事ですか。周りが○○さんの資材置場になっているのです。その高さになると思います。

議長 (竪山)

他にありませんか。

私が思うには、隣がニュータウンの住宅地なんですけど騒音とか関係ないのですか。

木佐貫委員

隣も西側かな、家ができてまして。南側もにぎやかタウンの雪山ですが、 資材置き場でほとんど迷惑のかからないようにしますということでした。

議長 (竪山)

他にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第3議案第19号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長 (竪山)

次に、日程第4議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地転用 許可申請について議題といたします。 今回は2件の申請がございます。

資料 14 ページ、○○さんからの転用申請につきましては、農地の貸人 に松留立美委員が含まれております。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、 自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議 事に参与することができないとなっておりますので。松留立美委員は質疑 の間、退席をお願いします。

(松留立美委員退席)

それでは、この転用申請においては現地調査を行っておりますので、その報告を杉木委員によろしくお願いいたします。

(杉木委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 4 月 20 日水曜日に、転用申請に係る現地調査を私と松留和江推進委員と事務局計 5 人で行いました。関係者としては、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

転用においての申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載の あるとおりです。

申請地は農地区分としては農用地区域外農地で、周囲の農地の広がり状況から第1種農地に該当するものと思われます。

第 1 種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、 申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり、申請は可能だと思わ れます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう 万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処する とのことであり特に問題はないものと思われます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

爨長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは質疑が終了したので、松留立美委員の入室を認めます。

(松留立美委員入室)

次に資料 15 ページ、○○さんからの転用申請につきましては、は現地 調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員によろしくお願いい たします。

(松留和江委員現地調查報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 4 月 20 日水曜日に、転用申請に係る現地調査を私と杉木推進委員と事務局計 5 人で行いました。関係者としては、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

転用においての申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としては農用地区域外農地で、周囲の農地の広がり状況から第1種農地に該当するものと思われます。

第1種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、 申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり、申請は可能だと思わ れます。

なお議案書において表土置場となっている部分については、昨年に○○さんが砂をとっており、農地の復元まで完了しております。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう 万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処する とのことであり特に問題はないものと思われます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議長(竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

以上をもって、日程第4議案第20号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第 5 議案第 21 号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、賃借を求める申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきた いと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議長 (竪山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 17ページをご覧ください。

それでは、○○さんからの農地あっせん申し出について説明させていた だきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、17ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長 (竪山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に福岡委員と 大村委員を指名いたします。委員長は福岡委員にお願いしたいと思います。 以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第5議案第21号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第6議案第22号令和4年度活動計画について議題といたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (駿河崎)

19ページをお開きください。令和4年度活動計画案でございます。 基本方針・活動計画読み上げ。

議長 (竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※5月現地調査:20日(金)

定例総会:25日(水)申請締切:12日(木)

議長 (竪山)

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和4年第4回定例総会を閉会いたします。